



葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書 【一時預かり利用支援】

葛飾区長宛て 私は葛飾区に対し、ベビーシッター利用支援事業助成金の交付を希望するため、関係書類を添えて申請いたします。また、下記保護者については申請日現在、園児と同一の生計であることに間違いありません。

【同意書】子育て支援課長あて 保育料助成金の決定に際し、私及び世帯の情報に関して子育て支援課長が戸籍住民課長から「住所、氏名、性別、続柄、生年月日」を葛飾区に住所を有するかの確認のため、また、保育課長から「子ども子育て支援法の規定する支給認定情報、利用者負担額情報、施設等利用認定情報」を利用料助成金を受けるために必要な認定を受けているかの確認のため、情報の提供を受けること同意します。また、子ども家庭支援課及び保育課に対し「住所、氏名、性別、続柄、生年月日、在籍期間」を入所状況調査のため提供することに同意します。

※同意いただけない場合は、助成を受けることができません。

1. 保護者

フリガナ		住所	〒 -
氏名	印		電話

2. 対象児童（0～2歳児クラスの児童のみ記載してください）

①	フリガナ		生年月日	平成 ・ 令和 年 月 日
	氏名			

兄弟姉妹、双子以上の児童についても同時に申請する場合は、以下にご記入ください。

②	フリガナ		生年月日	平成 ・ 令和 年 月 日
	氏名			
③	フリガナ		生年月日	平成 ・ 令和 年 月 日
	氏名			

3. 確認・同意事項

(1)請求する保育料は、ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の利用に伴い、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のことをいい、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費や家事援助、送迎等のサービスに付随する料金を含んでいません。

(2)入所保留の保護者や1年間の育児休業満了後に復職する保護者を対象としたベビーシッター利用支援事業の利用料を含んでいません。

(3)他の補助金やクーポンに係る経費は請求しません。

4. 添付資料

①別紙 利用内訳書

②事業者が発行した領収書（氏名、利用日時及び保育料の支払いが分かるもの）の原本を添付すること

（領収書で上記内容が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書も添付すること）

③ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書

5. 支払金口座振替依頼

葛飾区長宛て 葛飾区から私に支給される葛飾区認可外保育施設等利用料助成金要綱第3条の助成金は、下記の口座に口座振替の方法をもって振込してください。

※1の保護者と同一名義の口座にしてください。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協						支店					
金融機関コード				支店 コード			口座番号					
口座種別	普通		口座名義 (カタカナ)									